

ご旅行条件書(国内受注型企画旅行)

お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください

1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2.受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

3.企画書面の交付

(1)当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)を交付します。

(2)当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することがあります。

4.契約の申込みと契約成立時期

(1)当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書または申込画面に所定の事項を記入・入力の上、申込金または旅行代金全額を添えて当社にお申込みしていただきます。また、旅行契約は当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金または旅行代金全額を受領したときに成立するものといたします。

(2)申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

(3)通信契約は(1)の規定にかかわらず、18項(2)に基づき当社がおお客様の承諾の通知を受けて、申込みを承諾する旨の通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

5.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1)当社の業務上の都合があるとき。

(2)通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(4)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(5)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(6)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

6.契約書面と確定書面の交付

(1)当社は契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は企画書面、本旅行条件書により構成されます。

(2)契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(3)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日までの当該契約書面に定める日までこれらの確定状況を記載した確定書面(最終旅程表)をお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡すことがあります。なお、お渡し方法は郵送または電子メールでのご案内となります。

(4)契約書面の一部を確定書面とし、契約書面のお渡しをもって旅行内容の確定とする旨が企画書面やパンフレット等に記載されている場合、本項(3)はこの限りではありません。

(5)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7.旅行代金のお支払い

(1)旅行者は、旅行開始日までの当社が定める期日までに、当社に対し企画書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

(2)通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくしてパンフレットまたはホームページに記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

8.契約内容の変更

(1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9.旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次に掲げる場合は旅行代金を変更する場合があります。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットや企画書面等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更することがあります。

10.お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。その場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出しなければなりません。

(2)前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、第三者は旅行者の当該募集型企画旅行に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

(3)第 1 項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

11.旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料または企画料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a.旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 18 項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。

b.第 8 項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d.当社がお客様に対し、第 6 項(3)に記載の最終旅行日程表を期日までにお渡ししなかったとき。ただし、同項(4)にあてはまる場合を除きます。

e.当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(2)当社の解除権

①お客様が第 7 項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、第 12 項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a.お客様が第 5 項の(3)から(6)までのいずれかに該当することが判明したとき。

b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。

f.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金の全額を払戻しいたします。

12.旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権

お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

①お客様の責に帰さない事由によりホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

②本項(1)の①の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b.お客様が第 5 項の(3)から(6)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示へに従わないとき、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

d.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

③当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様

が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

13.取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースと一緒に(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (3)お客様のご都合による立ち寄り箇所の変更や運送・宿泊機関等行程の変更に関わる取消料の実費が発生した場合は所定の取消料を収受します。
- (4)ご旅行開始日の前日や当日等に、交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止める場合、添乗員または当社に連絡をお願いいたします。添乗員が同行しない場合でかつ当社が休業日または営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客様ご自身でご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理がされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

①以下②以外の受注型企画旅行	
イ、以下、ロからへまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金を相当する額
ロ、旅行開始日の前日から起算して20日目にあたる日以降(日帰り旅行にあたっては10日目) ※以下、ハからヘを除く	旅行代金の20%
ハ、旅行開始日の前日から起算して7日目にあたる日以降 ※以下、ニからヘを除く	旅行代金の30%
ニ、旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ホ、旅行開始当日 ※以下、ヘを除く	旅行代金の50%
ヘ、旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%
②貸切船舶を利用する受注型企画旅行	
当該船舶に係る取消料の規定によります。	

14.添乗員(旅程管理)

(1)当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。

添乗サービス料金:添乗員1名1日につき33,000円

- (2)添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。
- (3)添乗員が同行しない場合、現地係員が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行う場合があります。
- (4)添乗員が同行せずかつ現地係員がいない場合、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。
- (5)添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

15.団体・グループ契約

- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ受注型企画旅行の締結については、本項の規定を適用します。
- (2)当社は、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

16.当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - a.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b.運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - c.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - d.官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - e.自由行動中の事故
 - f.食中毒
 - g.盗難
 - h.運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3)当社は手荷物について生じた損害については、(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお 1 人あたり 15 万円を上限(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

(4) 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

17.特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500 万円)・後遺障害補償金(1500 万円を上限)・入院見舞金(2 万円～20 万円)及び通院見舞金(1 万円～5 万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

(2)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(3)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

(4)当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

18.旅程保証

(1)当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に 1%～3%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に 15 項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合は、変更保証金としてでなく損害賠償金の全部または一部として支払います。

(2)当社が旅行者 1 名に対して 1 旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限とします。又、旅行者 1 名に対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が 1000 円未満であるときは変更補償金は支払いません。

(3)この場合当社はおお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。

19.お客様の責任

(1)お客様の故意または過失、法令や公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社の損害を賠償しなくてはなりません。

(2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他の契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面または確定書面に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20.通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申し込みを受け場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第 12 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(4)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内)をカード利用日として払い戻します。

(5)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にてまたは銀行口座振込みにより旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は 13 項の取消料と同額の違約料を申し受けます。

21.国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

22.個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

23.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は令和 4 年 6 月 1 日となります。

24.その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

旅行企画・実施 登録番号 青森県知事登録 旅行業 第3—162号 名称 一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構	
TOWADA TRAVEL 所在地 青森県十和田市稲生町15-3 電話番号 0176-24-3006 担当者名 池田陽子(国内旅行業務取扱管理者) 磯 汐梨(総合旅行業務取扱管理者)	LAKE TOWADA TRAVEL 所在地 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486 電話番号 0176-75-1531 担当者名 安藤巖乙(総合旅行業務取扱管理者)
営業区域 十和田市、青森市、平川市、七戸町、東北町、六戸町、五戸町、新郷村、秋田県鹿角市、小坂町	